

新たな在留資格「特定技能」について

改正入管法が2019年4月1日に施行され、新しい在留資格「特定技能」が設けられました。
これを受け、人手不足が深刻であると認められた分野において外国人労働者の就労が可能となりました。

特定技能が新設された理由、目的



慢性的な中小企業などの人材不足を解決するため、「人手不足を補う」ことを目的に作られました。



技能実習制度の国際貢献や母国産業発展などの観点とは全く違う理由から新設されたんですね。

特定技能1号・2号の違い

特定技能には「特定技能1号」と「特定技能2号」の2種類があります。
1号、2号では対象職種、滞在期間や条件が変わります。
所轄官庁が定める試験によってそのレベルを確認され、定義されています。

特定技能1号

受入れ分野で相当程度必要な知識又は経験を有すること。

特定技能2号

受入れ分野で熟練した技能を有すること。

特定技能14業種（産業分野）

2020年4月現在

- | | |
|----------------|------------|
| 1. 介護業 | 8. 自動車整備業 |
| 2. ビルクリーニング業 | 9. 航空業 |
| 3. 素形材産業 | 10. 宿泊業 |
| 4. 産業機械製造業 | 11. 農業 |
| 5. 電気・電子情報関連産業 | 12. 漁業 |
| 6. 建設業 | 13. 飲食品製造業 |
| 7. 造船・船用業 | 14. 外食業 |

特定技能と技能実習の違い

本来の目的

- ・特定技能=人手不足を補う
- ・技能実習=国際貢献のため

単純労働

- ・特定技能=○
- ・技能実習=×



<http://setouchi-tech.net/>

◆本部

〒720-1142 広島県福山市駅家町上山守199-2
TEL 084-983-0731 FAX 084-983-0732

◆熊本事務所

〒861-8038 熊本県熊本市東区長嶺東2丁目4-70
TEL 096-285-5425 FAX 096-285-5426

◆滋賀事務所

〒520-3031 滋賀県栗東町総9丁目5番21プロケイドハウス202
TEL 070-6964-7323 FAX 050-3451-7134

◆北海道事務所

〒098-0506 北海道名寄市風連町仲町227番地
TEL 080-3292-1816

原点は“人”

Global Human Network



当組合は「人」を中心としたグローバルなネットワーク構築を図り、
組合員を側面からサポート、組合員の社会的・経済的地位の
向上と社会への貢献を目指します。



1991年にバブルが崩壊し、その後日本は長期のデフレ経済を経験、2012年12月26日に成立した第二次安倍政権が打ち出した「三本の矢」(いわゆるアベノミックス)の推進により脱デフレへと大きく舵を取り、これまでの「停滞の20年」から「再生の10年」へと力強く動き出すこととなりました。

しかしその反動として、震災復興、東京オリンピック、公共事業の拡大による建設需要の急伸、また円安に伴う輸出関連産業の回復により製造現場では労働力不足が深刻化しつつあります。

このような時代において個々の中小企業は、機敏で柔軟な発想と想像力をもって、経営基盤の強化と企業体質の改善を推進する必要があるのではないのでしょうか。当組合は、組合員と社会の多様なニーズに応えることが出来るプロフェッショナル集団、そしてトータルソリューション事業協同組合として確かな歩みを重ねて参りたいと存じますので、何卒、皆様方よりの一層のご支援をお願い申し上げます。

瀬戸内テック協同組合
代表理事 藤井 寿人

組合概要

組合名称：瀬戸内テック協同組合
所在地：本部/事務局：〒720-1142
広島県福山市駅家町上山守199-2
TEL 084-983-0731 FAX 084-983-0732
許可・届出番号：34-特-000009【職業紹介事業番号】
代表理事：藤井 寿人
設立年月日：平成20年5月9日
出資金：1口10,000円 3,550,000円
所属団体：広島県中小企業団体中央会、
財団法人国際研修協力機構
許可省庁：中国経済産業局、中国地方整備局、
中国運輸局、広島県知事
許可地区：北海道
東北地方：青森県、岩手県、宮城県
関東地方：東京都、千葉県、神奈川県、埼玉県、群馬県、茨城県
中部地方：愛知県、静岡県、山梨県、福井県、岐阜県、長野県、
新潟県
近畿地方：大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、滋賀県、三重県
中国地方：広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県
四国地方：徳島県、香川県
九州沖縄：福岡県、佐賀県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県
組合員資格：自動車・同附属品製造業・自動車整備業、水産食品製造業、
鉄骨・鉄筋工事業、野菜・果物缶詰及び農産保存食品製造業、畜産食料品製造業、畜産農業、耕種農業、ハム・ベーコン・ソーセージ製造業、土木建築サービス業、一般土木建築工事業、建築リフォーム工事業、とび・土木工事業・土工・コンクリート工事業、金属加工機械製造業、鉄素形材製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業、電気工事、洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、舗装工事業・建設機械・鉱山機械製造業、発泡・強化プラスチック製品製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他の技術サービス業、その他設備工事業、他に分類されない製造業

目的

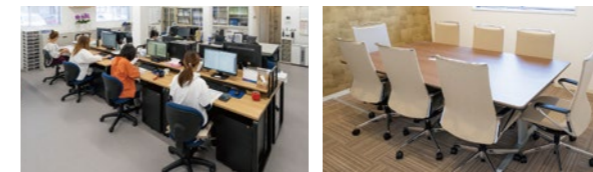
本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

事業内容

1. 共同購買事業
2. 外国人技能実習生共同受入事業
3. 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供
4. 外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業
5. 組合員の福利厚生に関する事業
6. 前各号の事業に附帯する事業

本部事務所

職員一同、皆様に親しみを持っていただける事務所を目指し、日々運営に取り組んでいます。



寄宿舍

瀬戸内テック協同組合では、来日後の不安を解消していただけるよう、外国人実習生が、安心・安全で快適な生活基盤を築き、充実した実習生活を送っていただけるようサポートしています。



ダイニングルーム



ベッドルーム



シャワールーム



ランドリールーム

沿革

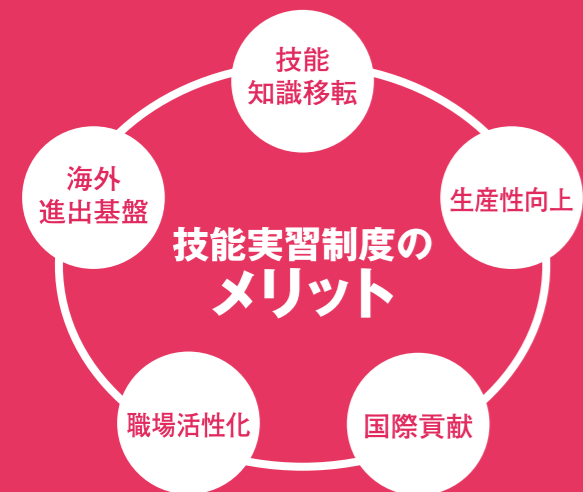
- 2008年10月：出資金250万円瀬戸内テック協同組合設立(所在地:広島県福山市久松台)
- 2009年1月：地区に山口県、島根県、熊本県を追加
- 2009年4月：研修生受け入れ事業開始、第一期生として中国から2名入国
- 2009年5月：東広島分室開設
- 2010年3月：外国人技能実習生受入れ累計20名
- 2010年4月：改正出入国管理及び難民認定法等が平成22年7月1日に施行されることに伴い定款変更、事業に「外国人技能実習生受入に係る職業紹介事業」を加え、職業紹介事業の届出番号:34-特-000009を取得
- 2010年6月：本部を福山市南手城町4丁目9-30に移転
- 2011年3月：外国人技能実習生受入れ累計60名
出資総額267万円
- 2012年3月：外国人技能実習生受入れ累計250名
出資総額355万円
- 2012年4月：熊本事務所開設
- 2013年12月：本部を福山市駅家町江良79番地1に移転
地区に大阪府、京都府、職種に土木建築サー
- 2014年9月：ビス業、一般土木建築工事業、金属加工機械製造業、鉄素形材製造業、通信機械器具・同関連機械器具製造業を追加
- 2016年1月：許可地区に東京都、神奈川県、埼玉県、新潟県、鹿児島県を追加
- 2017年5月：許可地区に香川県、静岡県、宮城県を追加
- 2017年12月：管理団体許可(一般管理事業)及び介護取扱許可取得
- 2018年3月：許可地区に滋賀県を追加
- 2018年8月：許可地区に北海道、沖縄県、三重県、福井県、岐阜県、山梨県を追加
- 2019年10月：在留技能実習生数900名
- 2020年5月：本部を福山市駅家町上山守199-2に移転

外国人技能実習制度とは

開発途上国等には、自国の経済発展と産業振興の担い手となる人材を育成する観点から、特に青壮年の働き手に先進国の進んだ技術・技能や知識を修得させようとするニーズがあります。このようなニーズに的確に応えるため、諸外国の青壮年労働者を一定期間日本の産業界に受入れて産業上の技術・技能・知識を修得してもらう仕組みが、「外国人技能実習制度」です。

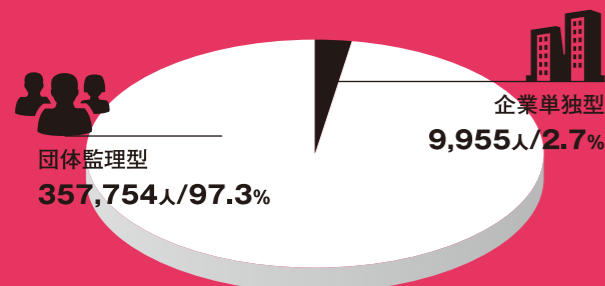
経営の国際化と人材確保

少子化の影響から労働人口は減少を続けており、外国人労働者を雇用することで優秀な人材を確保しようという動きは年々加速しています。しかし、社内体制が整っていないなどの問題があり、なかなか採用に踏み切れないという企業も少なくありませんが、外国人技能実習生の受入れをすることで、社内で異文化を受け入れる素地(足掛かり)を作ることができます。



受入れ方式

外国人技能実習生を受入れには「企業単独型」と「団体監理型」の2種類があります。



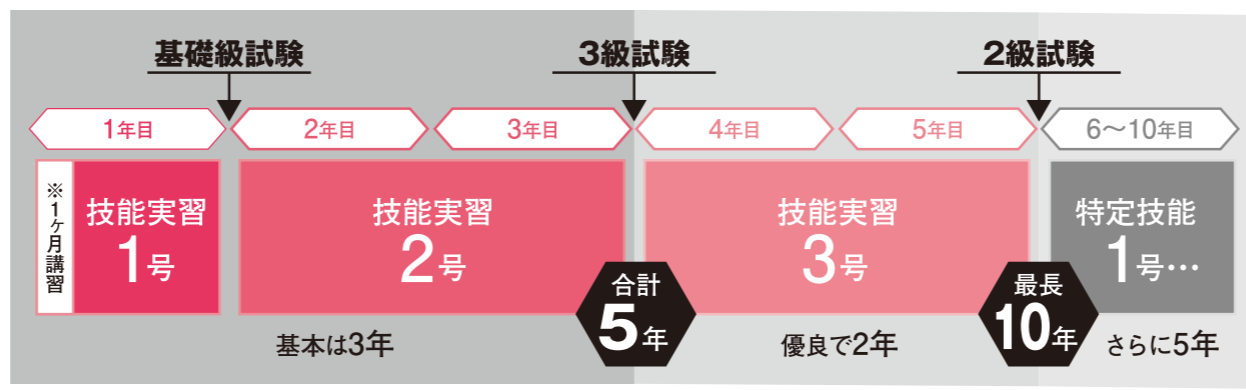
参照:法務省・厚生労働省 2020年4月15日

当組合では2008年より外国人実習生事業に取り組み、優良な監理団体の基準に適合し、介護職種における認定もいただき、信頼のおける管理団体として実績を積み重ね、多くの協定国と技能実習生受入れ件数の増加に繋がっています。

当組合は、事業の運営に関連する法令を遵守いたします。

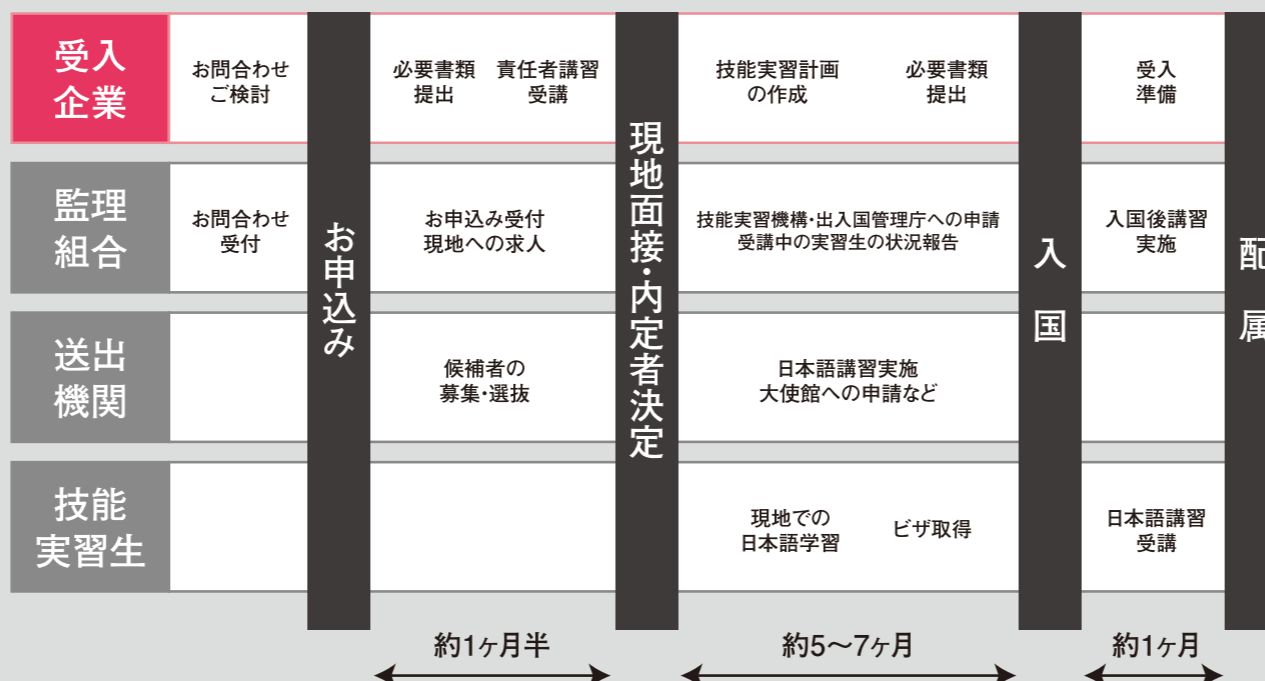
技能実習法の趣旨である技能実習の「適正実施」と技能実習生の「人権保護」を念頭に、受入企業様と実習生の相互理解と良好な関係構築を目指し、独自の創意工夫を凝らし適切な事業運営に取り組んでいます。

技能実習生の滞在期間



お申込みから入国までの流れ

技能実習生が配属されるまでにどのような事が行われているのか、受入れ企業・監理団体・送出機関・技能実習生のそれぞれの目線から見た対応の必要事項をご案内致します。



団体監理型の人数枠

一般の実習実施者		優良な技能実習生		
第1号(1年間)基本となる人数	第2号(2年間)	第1号(1年間)	第2号(2年間)	第3号(2年間)
実習実施者の常勤職員総数	技能実習生の人数			
301人以上	常勤職員総数の1/20			
201人~300人	15人	一般の実習実施者第1号の2倍	一般の実習実施者第1号の2倍	一般の実習実施者第1号の6倍
101人~200人	10人			
51人~100人	6人			
41人~50人	5人			
31人~40人	4人			
30人以下	3人			

「技能実習」1号とは

技能実習の1年目は「技能実習1号」となります。技能実習1号の特徴として、2号・3号とは異なり、対象職種自体には制限がないことです。

「技能実習」2号とは

技能実習の2年目、3年目は「技能実習2号」となります。技能実習2号の特徴として、1号から2号へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験(学科と実技)に合格していることが必要です。また、移行が可能な対象職種に制限があります。

「技能実習」3号とは

技能実習の4年目、5年目は「技能実習3号」となります。技能実習2号の特徴として、2号から3号へ移行するためには、技能実習生本人が所定の技能評価試験(実技)に合格していることが必要です。また、移行が可能な対象職種に制限があります。第3号技能実習を実施できるのは、主務省令で定められた基準に適合している、優良な監理団体・実習実施者に限られます。



安心・安全をお届けするために

当組合の“3つ”の安心



派遣国政府が公認した送り出し機関からのみ実習生を受入れ。身元が確かだ優秀な人材を選抜しています。



実習生は入国前約3ヶ月、日本語だけでなく、日本のルール、マナー等を学習して入国。日本語能力検定試験N4レベルを義務付けています。



母国語が堪能で経験豊富な指導員がトラブル発生時の対応を行います。また専属の弁護士、社会保険労務士が法律に関するトラブルにも対応。

厳選された人材

信頼と実績のある現地送り出し機関及び派遣元会社との提携により、募集人数の約2~4倍の候補者を集め、その中から独自の試験及び面接を実施し、各候補者の能力・適性を把握。様々な職種・作業に最も適した人材を選定し受入れています。

性格診断テスト



協調性、積極性、情緒の安定性を客観的数値で表すことで、外見や印象に左右されない、候補者の“本当の姿”を捉えることが可能です。

技術試験



工場施設等で実際の作業内容を再現できますので、候補者の熟練度を見ることが可能です。

面接



態度や反応等を見るプロファイリングの技法を取り入れ、面接を想定した練習や準備をしていたとしても、隠れた内面や特性を知ることができます。

入国後の教育

入国直後から、当組合にて1カ月の講習を実施します。テーマは“気づき”です。日常会話、業務用語等の言葉や、警察・消防署の協力による交通ルール、防犯知識、緊急時対応法等の講習はもちろん、「あいさつ」「掃除」「整理整頓」の基本的なルール、マナーを身につけます。その他「凡事徹底」を継続することの大切さも併せて教えています。自分の未熟さに気づく、人の温かさや好意に気づく、国境を越えた人と人とのふれあいの中から「感謝する心」、人や社会に「貢献したい」という熱意、自分自身の人生の使命に気づく。生涯学習の第一歩をここから始めます。

挨拶

掃除

整理
整頓

交通
ルール

防犯
知識

当組合の役割

求人・面接



受入れ企業と
共に人選

許可申請



行政機関への
許可申請

講習



入国前・入国後
講習

訪問指導



訪問指導
(1号・毎月)

試験



試験手続き

助言



受入れ企業への
各種助言

相談対応



実習生からの
相談対応

受入企業様の留意事項

外国人技能実習生として就労できる人とは…



- 18歳以上
 - 外国人技能実習制度の趣旨を理解して技能実習を行える外国人
 - 本国に帰国後、修得等をした技能等を要する業務に従事する予定の方
- ※外国人技能実習生は、単純労働力の受入れ対策（労働力不足を補うための手段）ではないことに十分留意してください。
- ※特に外国人技能実習生1号から外国人技能実習生2号に移行するためには、技能検定「基礎2級」の試験に合格しなければなりません。

受入れ企業側の準備等 技能実習生の受入れに際して、手配が必要なもの、ご理解いただきたい主な内容は以下の通りです。

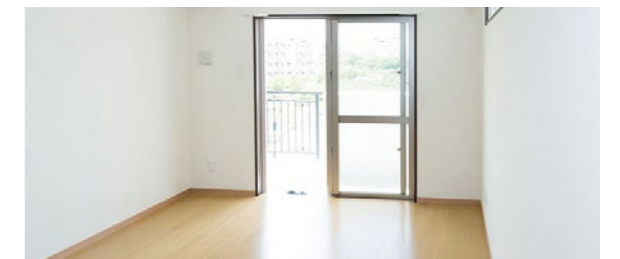
三役の選出(常勤)

- 実習責任者(指導員等の監督者)
- 実習指導員(常勤・実務経験5年以上)
- 生活指導員(常勤)



宿泊施設の確保

- 受入れ企業が手配
- 1人当たり寝室4.5㎡以上
- 実習生の自己負担は実費以下等



備付帳簿



- 実習日誌、履行状況管理簿、実習生管理簿(3点セット)
- その他:計画認定書類、労務管理帳簿等

実習計画の遵守



- 計画通りの適正実施
- 変更時は届出・認定(※対象外あり)

従業員と同様



- 36協定、変形労働
- 社保・厚生年金・労働保険等は従業員と同様

賃金



- 一般従業員と同等以上
- 2号・3号実習は習熟度に応じ昇給

長時間労働禁止



- 36協定をベースに
- 技能実習法優先 ※個別相談